

○「国連デー」における国際連合旗の掲揚について（通達）

昭和45年10月22日

海幕総第5296号

改正 昭和63年4月8日 海幕総第1814号〔海上自衛隊地区病院の共同機関化に

伴う通達の一部変更について8項による改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて
標記について、自今10月24日の「国連デー」には、下記により実施することに定めたので通達する。

記

1 掲揚する部隊及び機関

陸上の部隊及び機関（海上幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。以下「部隊等」という。）のうち、海上自衛隊旗章細則（昭和45年海上自衛隊達第41号）第6条の規定に基づき、国旗を掲揚することとされている部隊等とする。ただし、国際連合旗の補給を受けていない部隊等を除く。

2 掲揚場所

前項の部隊等において、庁舎前又は庁舎の屋上等通常国旗を掲揚する構内の旗ざおに並立する同じ高さの旗ざおとする。ただし、当該旗ざおがない場合は正門又は主たる庁舎の正面玄関（以下「正門等」という。）とする。

3 掲揚時間

午前8時から日没時まで。

4 掲揚に際して留意すべき事項

(1) 構内の旗ざおに掲揚する場合

ア 当該庁舎の正面玄関から屋外に向かって右側に国際連合旗（以下「国連旗」という。）を、左側に国旗を併揚する。

イ 国連旗の大きさ及び掲揚時における高さは併揚する国旗と同じとする。

(2) 正門等に掲揚する場合

ア 旗ざおにより、必ず国旗と併揚するものとし、門内から外に向かい右側に国連旗を、左側に国旗を掲揚する。

イ 国旗と国連旗とは交差して掲揚しないこと。

ウ その他前号のイによること。

5 その他

(1) 掲揚降下の実施要領その他国連旗の取扱いはすべて国旗と同一とする。

(2) 第2項において、構内の旗ざおに国連旗を掲揚することにより、同時に指揮官旗の掲揚ができなくなる部隊にあつては、国連旗は第4項第2号により正門等に国旗と併揚する。

(3) 第2項ただし書による場合又は前号により国連旗と国旗を正門等に併揚するときは、第1項の部隊等における当該国旗又は指揮官旗は定位置に掲揚する。

(4) 特令する場合のほか、国連旗の半旗は行なわない。